

異常気象による自然災害に対し、本格的な対策を求める意見書

日本列島はこの夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらした。地震、津波、火山の危険など、日本のどの地域も災害とは決して無縁ではない。これから本格的な台風シーズンを迎えるが、災害による犠牲者を出さないために、国・自治体は、今までの教訓に立って国土と地域の危険箇所などを総点検し、本格的な対策に全力を挙げることが急がれる。

山間地の多い日本では毎年平均1,000件を超す土砂災害（土石流、崖崩れ、地すべり）が発生している。1967～2011年の自然災害の死者・行方不明者（阪神・淡路大震災と東日本大震災を除く）のうち約4割を占めるのが土砂災害の犠牲者である。近年も和歌山、奈良両県（11年）や東京都・伊豆大島（13年）で大規模な土砂災害が相次ぎ、多くの犠牲を出している。地震や豪雪による土砂災害も目立つ。本市においても大沢や中原、井の頭地域に危険箇所があり、地球温暖化による気候変動の影響によって記録的な豪雨が多発する中、土砂災害への備えを防災対策の大きな柱の一つに位置づけなければならない。

また、局地的な集中豪雨により、全国各地、市内各所で浸水被害が引き起こされた。想定にとらわれない浸水被害防止対策が求められている。

広島市で1999年に30人を超す犠牲を出した土砂災害の経験を踏まえ、「土砂災害防止法」が制定され、全国的に迅速な対策が迫られていた。しかし、全国約52万5,000カ所ある「土砂災害危険箇所」について、広島を含む32都道府県で基礎的な調査も完了しておらず、避難計画の策定や宅地開発や建物の制限も可能になる区域の指定などはおくれている。

予算や人員不足が大きな原因である。財政・人的体制の強化を含め国が総力を挙げて土砂災害の防止・避難対策を抜本的に強めるときである。

国土交通省の検討会は土砂災害の特徴について、前兆現象が不確実で危険が切迫していることを現地の状況から判断するのは難しく「市町村にとっては、適切な警戒避難体制をとることが難しい災害」と認めている。自治体任せにできないことは明白である。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、異常気象による自然災害に対し国土と地域の危険箇所などを総点検し、本格的な対策に全力を挙げるよう強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明